事　務　連　絡
令和２年４月９日

介護サービス提供事業所　御中

香美市健康介護支援課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その４）」（令和２年４月７日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとなりました。

香美市においては、更新申請の場合、状態に大きな変化がなく介護度の見直しを希望しない被保険者に関しては、従来の期間に 12 ヶ月を合算することとします。

なお、新規申請、区分変更申請及び更新申請の場合でも介護度の見直しを希望する被保険者に関しては従来どおり認定調査を実施します。

ついては、認定申請時には被保険者に調査希望の有無の確認をお願いします。

なお、本取扱いを終了する際は、改めてお知らせします。

香美市健康介護支援課　介護保険係
ＴＥＬ　0887-52-9280
ＦＡＸ　0887-53-4572